

## 【教育委員会議事録】平成27年4月定例会

開催日時	平成27年4月20日(月) 15:30~17:10
開催場所	下関市上田中町庁舎 1階会議室
出席委員の氏名	波佐間 清(教育長) 吉井 克也(教育長職務代理者) 野口 裕子 藤井 悦子 林 俊作
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	教育部長 石津 幸紀生 教育部理事 肥塚 敬文 教育部理事 山路 康正 教育政策課長 三好 洋一 学校教育課長 森永 亮 教育指導監(教育研修室長) 澄川 忠男 学校支援課長 石田 朋彦 学校安全課長 藤岡 俊明 教育指導監(生徒指導推進室長) 岡崎 茂邦 生涯学習課長 古西 修一 文化財保護課長 町田 一仁 文化財保護課主任 小林 善也 図書館政策課長 高原 祐二 美術館副館長 中村 美幸 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 西村 敬教 下関商業高等学校事務長 和田 守正 菊川教育支所長 林 文男 豊田教育支所長 山尾 淳子 豊浦教育支所長 戸田 一仁 豊北教育支所長 西島 一明 教育部参事(豊田総合支所次長) 河島 正 教育政策課主幹 光吉 計志 教育政策課主査 岡本 誠也 教育政策課主任 富田 友成
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	……………	P 3
【署名委員の指名】	……………	P 5
【教育長報告】	……………	P 5
【議案審議】		
議案第 3 6 号 下関市指定文化財（有形文化財）の指定について	……………	P 6
議案第 3 7 号 下関市指定文化財（記念物）の指定について	……………	P 11
【専決処分の報告】		
下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	……………	P 16
下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について	……………	P 17
【報告事項】		
旧陸軍下関要塞司令部門柱について	……………	P 18
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム学術文化検討会報告書について	……………	P 20
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	……………	P 21
【その他】	……………	P 24
【閉会の宣告】	……………	P 24

(場所：上田中町庁舎 1階 会議室)

【開会の宣告】

波佐間清（教育長）

それでは、よろしくお願いたします。会議を始める前に、4月1日に中尾市長より新教育委員会制度による新教育長を任命されましたので、私から一言ご挨拶をしたいと思ひます。少し思いを述べたいと思ひますので長くなるかも知れません。

皆さん、こんにちは。4月も下旬となってきました。桜の花も4月は満開でありましたが、もう今は少しツツジが咲き乱れつつある状況になりました。新学期も4月8日に始まって、子供たちの歓声も学校で響いています。そういう状況であります、新しく4月8日に学校がスタートし、始業式、入学式と繰り返してきているわけでありませうけれど、この4月1日に新しい教育委員会制度に則り、市長より新教育長として任命をされました。辞令交付の時には、やはり、身の引き締まる思いで、私自身も新たな気持ちで辞令をいただいたところでありませう。

振り返ってみますと、4年前、私自身が議会から承認を受け、教育委員会から教育長に任命されたわけですが、1年目は15歳の心の教育と学力保障に力を入れて、これを根本に教育をやっていききたいという思いで進めてまいりました。2年目はコミュニティ・スクールを導入しようということで、コミュニティ・スクールの導入、そして3年目にそれを推進していくテーマを重点に置いてやってまいりました。昨年、4年目は「感動による教育」をテーマに、それぞれの学校で素晴らしい行事等含めて感動による教育を進めていききたいということで、校長会等でもしっかりと話をし、それを推し進めてきたところでありませう。

私自身もそういう1年1年区切りをつけてやってきているわけでありませうけれど、今回、新教育長になるにあたって、教育理念を刷新したいという思いで教育研修室をお願いをし、我々教育委員共々協議をして、新しい教育理念が決まったところでありませう。

“夢への挑戦、生き抜く力、胸に誇りと志”この教育理念をそれぞれの学校に発表し、今その説明をしているところでありませう。4月23日の教育基本方針説明会において、新たに学校の校長先生方にお話をする予定でありませう。そういう取り組みをしてきている中で、今年は今この教育理念を新たにしっかりと推進していくことを重点にしていきたいというふうを考えているところでありませう。

新教育長の任期は3年間でありませうが、1年1年全力を尽くして頑張っていきたいというふうに決意をしているところでありませう。どうぞ皆さん方、教育委員の皆さん、そして事務局の皆さん方のお力をいただいて、下関の教育の再生ということと一緒にやっていきたいというふうに思っております。今日、新たな決意をもとに皆さんとともにやりたいということ、最初の挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

緊張しております。それでは、本日は4月20日から新たに教育委員に就任されました藤井委員にご挨拶をいただきたいと思ひます。藤井委員、お願いたします。

藤井悦子（委員）

皆様、こんにちは。はじめまして。藤井悦子と申します。私、このような場に出席するのは初めてのことで、これから色々と勉強させていただいて、自分が今までやってきたことや経験してきたことがお役に立てればと思っております。色々と皆様にはご迷惑をおかけすることがあると思ひますが、どうぞよろしくお願いたします。

波佐間清（教育長）

大変温かい拍手、ありがとうございます。それでは、今度はこの4月1日に人事異動によりまして、事務局職員も異動をしております。紹介の時間をとらせていただきたいと思ひます。石津部長から紹介をお願いします。

石津幸紀生（教育部長）

失礼いたします。この4月1日付けで教育部次長から教育部長に辞令をいただきました、石津と申します。ゴルフでいえば初心者でございます。ティーショット、ボールが当たるかどうか

か空振りも多々あるかもわかりませんが、精一杯頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から異動した職員を紹介させていただきます。紹介を受けた職員は、その場でご起立をお願いしたいと思います。教育部理事で教育部次長事務取扱の肥塚敬文でございます。

肥塚敬文（教育部理事）

肥塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教育委員会、初めてでございますけれども頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

旧所属は、財政部の部次長から異動でございます。続きまして、教育部参事、河島正でございます。

河島正（教育部参事）

河島です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

旧所属は豊田総合支所地域政策課長でございます。この4月から豊田総合支所次長、そして地域振興課長兼務、教育委員会事務局参事併任という辞令を受けております。また、ご参考までに4総合支所の次長は教育部参事の併任を受けております。続きまして、学校教育課長の森永亮でございます。

森永亮（学校教育課長）

森永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

旧所属は市教委の教育部学校安全課生徒指導推進室長でございます。続きまして、教育指導監、生徒指導推進室長の岡崎でございます。

岡崎茂邦（教育指導監（生徒指導推進室長））

岡崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

旧所属は萩市立三見小学校の校長でございます。それから、菊川教育支所長で菊川図書館長事務取扱、菊川ふれあい会館館長事務取扱の林文男でございます。

林文男（菊川教育支所長）

林と申します。よろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

前職は菊川教育支所主幹でございました。それから最後でございます。土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長の西村敬教でございます。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

旧所属は豊北総合支所地域政策課主幹でございます。以上、4月1日付け異動で教育委員会

にまいりました職員の紹介を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

波佐間清（教育長）

ありがとうございました。新たな事務局の職員の紹介であります。その他の職員については藤井委員はまだわからないかもしれませんが、また顔を見ながら覚えていただければと思います。

それでは、教育委員会、4月の定例会を開催したいと思います。

#### 【署名委員の指名】

波佐間清（教育長）

本日の議事録の署名委員は、「野口委員」「林委員」にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

野口裕子・林俊作（両委員）

はい。

本日の日程は、日程1の「議案」が、2件。日程2の「報告」が、専決処分の報告が2件、報告事項が3件の計5件。日程3「その他」となっております。

#### 【教育長報告】

波佐間清（教育長）

それでは、議案の第36号の審議に入る前に、教育長報告を行いたいと思います。

資料の2ページを開いていただければと思います。教育長報告はそこに書いてあると思いますが、先ほど申しましたように、4月1日8時20分に、市長より新教育長の辞令をいただきました。4月1日は私も辞令をいただきましたが、終日教職員の辞令、それから市の職員の辞令交付を行ったところであります。

次の下関商業高等学校の入学式、4月8日13時からこれに参りました。約200名の入学者に対するの祝辞も述べてまいったところであります。幼稚園・小学校・中学校の入学式、始業式も4月8日に行われました。

次に、「下関市いのちの日」についてであります。4月13日月曜日、安部さんのお墓参りを10時にいたしまして、その後自宅を訪問いたしました。訪問したのは、私と山路理事、森永学校教育課長それから岡崎生徒指導推進室長の4名で、そして学校側は校長と教頭で参りました。そこでお参りをした後、またお母さんといろいろお話をさせていただきました。我々の訪問も4年目になりますが、お母さんの対応も非常に温かく、笑顔で迎えていただきました。お話をする中では、やはりもう10年経つわけですが、今年10年目の11周忌にあたりますけれど、そういう10年前のお話になると、どうしてもまだ涙が溢れて、その時の当時の思いをどうしても我々の方にぶつけられる、お話をされるそういう状況であります。

その日の午前中は、最初に8時40分から向山小学校に行って、体育館で「いのちの教室」の授業参観をしてまいりました。そして、13時30分から川中中学校において、児玉校長先生による全校への「道徳の授業」の講演を参観したところであります。児玉校長先生の自分自身の声が出なくなって癌にかかれて手術をされた、その体験も含めて「いのち」と「絆」と「縁」というキーワードをもって、子供たちに「いのち」の大切さ、そしていじめのない学校づくりを、というお話をされ、大変素晴らしいお話でありました。以上が「いのちの日」の訪問等についての報告であります。

書いておりませんが、翌日4月14日火曜日ではありますが、東行忌が吉田の東行庵において行われました。吉井委員のお世話によって、素晴らしい東行忌が開催をされております。年々、この東行忌に多くの参列者が来られ、ファンが全国から来ているなあというのを感じました。

テレビニュースでもインタビューされている方、東京や大阪、それから福岡からとか、最近では“歴女”の方が大変多くなったなあという印象があります。終わった後に皆さんとおときを皆いただくわけですが、東行庵の大広間いっぱいになって、昔はまだ少なかったですが、年々多くなって足の踏み場もないなというような感じで、お世話をされる方は大変だろうなというふうに思います。

この日はもうひとつ、山縣有朋公の銅像建立の除幕式が行われました。皆さんは東行庵に行かれたことがあると思いますが、東行記念館の方ではなくて、高杉東行先生のお墓がある階段を昇って行ったところに、私が言うのも吉井委員の方が詳しいわけですが、そこに戦前までは山縣有朋公の銅像が、高杉東行先生の銅像と一緒に二つ並んでいたそうです。戦争の銅の供出のために山縣有朋公の銅像は供出されました。戦後ずっと立っていなかったということで、今回、有志の方々のご寄贈もいただきながら、山縣有朋公の武士の姿の銅像が建立されました。東行庵に行かれたおりに、是非行っていただきたいと思っております。山縣有朋公はその土地を所有しておられて、高杉東行先生の供養のために、大野さんに寄贈されたという経緯があったようで、山縣有朋公のおかげである場所に東行庵があるということでもありますので、そのことも知っておいていただければと思います。

次に、4月15日に山口市のセントコア山口で県市町教育委員会会議がございまして、私と吉井委員がこの会議に参加をいたしました。後半の3時頃から全部の教育委員さんがお集まりいただいて、慶応大学の金子教授によるコミュニティ・スクールの講演がございました。その後、情報交換会ということで、我々も熟議をやったりしましたので、随分頭を使って知恵熱が出るような格好でございました。

その他であります、新入児童・生徒数でございます。そこに書いてありますが、市立の小学校の新入学が2,073人、中学校の新入学が2,014人、昨年度と比べての増減であります、小学校がマイナス56人、中学校がマイナス142人ということで、ここ最近減少が続いているという状況であります。以上が教育長報告であります。

何か今のことでご質問がございませうか。ありましたらどうぞ。

(ありません。)

波佐間清（教育長）

吉井先生は何かよろしいか。

吉井克也（教育長職務代理者）

ございません。

波佐間清（教育長）

東行庵のことはよろしいですか。

吉井克也（教育長職務代理者）

しっかりお話いただきましたので、ありがとうございます。

#### 【議案審議】

議案第36号 下関市指定文化財(有形文化財)の指定について

波佐間清（教育長）

それでは無いようですので、日程1の議案審議に入りたいと思います。

資料は別冊議案36号に書いてありますが、「下関市指定文化財の指定について」、文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

まず、議案第36号について説明させていただきます。これは、下関市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づきまして、下関市指定有形文化財を指定するものであります。

記の下の表をご覧ください。区分が有形文化財（歴史資料）であります。名称は「赤間関朝鮮通信使関係資料」でございまして、その内訳は、一、「朝鮮通信使壇ノ浦懷古詩」、一、「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」、員数は7点ございまして、うち「朝鮮通信使壇ノ浦懷古詩」が1点、うち「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」が6点、合計7点になります。所在の場所は「壇ノ浦懷古詩」が下関市阿弥陀寺町の2番の1号、それから「波田嵩山」の関係資料は川中豊町7丁目12番6号でございまして、所有者の名称でございまして、「壇ノ浦懷古詩」につきましては赤間神宮で代表役員が宮司の水野大直さん、それから2番目のいわゆる「波田嵩山」の資料につきましては波田兼昭さんであります。それから所有者の住所は所在の場所と同じであります。提案理由は、「赤間関朝鮮通信使関係資料」を下関市指定有形文化財に指定するためでございまして。

次のページが赤間神宮から提出のありました文化財指定申請書、その次のページが波田様から提出のありました文化財指定申請書になります。それから、その次のページが赤間神宮から提出のありました文化財指定同意書になります。その次のページが波田様から提出のありました文化財指定同意書でございまして、それからその次のページでございまして、これは文化財保護審議会を3月30日に開催いたしておりまして、文化財保護審議会から提出されました答申でございまして、諮問がありましたこのことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の文化財を下関市指定文化財に指定することが適当であると判断するという会長からいただいた答申でございまして、これの記の以降の1、2、3、4、5につきましては省略いたします。

次のページ、調書でございまして、別紙のとおり後ほど説明させていただきます。

指定の理由でございまして、『赤間関朝鮮通信使関係資料は、赤間関(下関)における朝鮮通信使の文化的な活動などの実態を解明するものである。「朝鮮通信使壇ノ浦懷古詩(安徳天皇哀悼詩)」は、朝鮮通信使の客館となっていた阿弥陀寺を継承した赤間神宮に伝来している。各使行の朝鮮通信使は松雲大師の詩の韻を踏襲して、詩作することを慣例としたが、その多くは失われており、正徳元年、1711年使行の朝鮮通信使副使であった任守幹の詩書が唯一現存している。

「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」は、須佐育英館の第二代館長を務めた波田嵩山を輩出した波田家に伝来しているもの。宝暦14年使行の朝鮮通信使製述官、正使書記、副使書記と嵩山が筆談で学術交流した際の朝鮮通信使側の詩書並びに筆語書、計6点である。』筆語書と申しますのは、言葉が通じませんがお互い漢字を見たらわかりますので、紙に文字を書いて意思疎通したものであります。『鎖国制下の江戸時代、赤間関において朝鮮通信使を介して行われた日朝間の異文化交流の実態を明らかにする貴重な歴史資料であり、全国的にみても朝鮮通信使研究のうえから重要な意義を有する』というものであります。

次に調書でございまして、1、2、3、4、5、6、7、次のページ、8、9については省略いたします。由来又は沿革等でございまして、『朝鮮通信使は朝鮮国王が日本に派遣した外交使節団。日本の室町時代から江戸時代にかけて来日しており、赤間関には最後の使行となった文化8年の対馬での易地聘礼を除いて来関している。客館には阿弥陀寺が充てられ、江戸時代には使節団の増員に伴い、引接寺も加えられた。豊臣秀吉による朝鮮出兵を乗り越え、日朝間の交隣関係が復活した江戸時代には、朝鮮通信使の来日は12回を数え、両国関係に平和と安定をもたらした。このうち、対馬での易地聘礼を除く11回の朝鮮通信使が往路と帰路に赤間関へ寄港した。当時の朝鮮国は、儒学や医学の先進国であったことから、両国間の緊張関係が緩和した江戸時代中期以降に派遣された朝鮮通信使は、日本側の要請もあって、各地の学者などと盛んに学術交流を行った。長州藩においても正徳元年の使行時に阿弥陀寺において、はじめて藩命による学術交流を行い慣例化した』ということでございまして。

それから、(1)「朝鮮通信使壇ノ浦懷古詩」でございまして、『正徳元年の朝鮮通信使副使の任守幹が、赤間関の客館となっていた阿弥陀寺で安徳天皇遺像を拝観して読んだ詩であり、阿弥陀寺を継承した赤間神宮に唯一残る朝鮮通信使遺品となっている。なお、作詩は赤間関の滞在が1泊2日であったことから、実際には次の寄港地である上関で行っている。第1首は阿弥陀

寺に祀られた安徳天皇像、第2首は夕暮れ時に到着した赤間関の様子、第3首は急潮の海峡の景観を詠み、これと幼くして海峡に入水した安徳天皇の悲劇を重ね合わせて、異国の歴史を偲んでいる。朝鮮通信使は室町時代から毎回、阿弥陀寺を赤間関の客館としていたが安徳天皇の遺像が安置されていた「天王堂」の安徳天皇遺像を拝観し、その由緒を訊ねて「壇ノ浦懷古詩」を創作することを慣例とした。なかでも、江戸時代に来日した通信使は作詩にあたって、「探賊使」として慶長9年に来日し、日朝の国交回復に尽力した松雲大師が阿弥陀寺で創作した壇ノ浦懷古詩の韻を使行のたびに踏襲した。松雲大師は倭乱の時、法衣を軍袍に着替え、僧兵や義兵を率いて平壤城を奪回し、その後も朝鮮国内を転戦して日本軍を敗走させた救国の英雄であった。文才にも秀でていたため、朝鮮国の代表として加藤清正などと和平交渉にあたり、「探賊使」として来日した際には、徳川家康・秀忠父子と京都で会見し、日朝の国交回復に先鞭をつけた人物でもある。各使行の三使製述官、書記は、「壇ノ浦懷古詩」を創作することを赤間関での楽しみとした。しかしながら、享保4年の使行時から安徳天皇遺像の拝観は禁止され、阿弥陀寺での通信使による「壇ノ浦懷古詩」の創作も途絶えた。ところで、朝鮮通信使の阿弥陀寺での詩作は、江戸時代には16点あったことが同寺「由来書」から判明しているが、これらは近代に散佚したものと思われていた。しかし、平成元年に赤間神宮の未整理史料のなかから、任守幹詩書1点を確認し、阿弥陀寺における「壇ノ浦懷古詩」の朝鮮通信使詩作を証する唯一の実物史料となった』ものであります。その下の行は省略して、次のページ、『当該資料は、日朝の国交回復に尽力した松雲大師の精神が各使行の通信使に受け継がれていることを証するものであり、また、日韓両国の朝鮮通信使研究に欠くことのできないものであることから、歴史資料としての価値が高い』ということでもあります。

(2)「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」でございます。波田嵩山(兼虎)が宝暦14年の朝鮮通信使随員と赤間関の阿弥陀寺で学术交流を行った際の資料でございます。『嵩山は、明倫館の龍鶴台、草場大麓、山根南溟、龍士儀、和智東郭、奈古屋大原、竹中俊屋、香取大華とともに、藩命による学术交流に参加した。この学术交流は往路の宝暦13年12月28日、29日、30日、帰路の宝暦14年5月21日、22日に行われ、彼らと応接した朝鮮通信使随員は、製述官の南玉、正使書記の成大中、副使書記の元重拳、従事官書記の金仁謙などである。このことは、この学术交流の成果を明倫館が出版した『長門癸甲問槎』、及び成大中が記した使行録である『日本録』から確認することができる。当該資料は、波田家に伝世したもので、嵩山と朝鮮通信使随員が筆談によって唱酬した際の朝鮮通信使随員の詩書と筆語書、合計6点である。内訳は製述官の南玉(号・秋月)の詩書及び筆語書各1点、正使書記の成大中(号・龍淵)の筆語書1点、副使書記の元重拳(号・玄川)の詩書2点及び筆語書1点となっている。その内容は、嵩山の詩に和韻した詩書、筆談によって意思疎通を図った筆語書である。朝鮮通信使の製述官及び三使書記は、朝鮮国を代表する学者が務め、朝鮮通信使との学术交流を望んで押し寄せた日本の儒学者などに各地で対応している。当該資料を見てみると、詩書並びに筆語書ともに、嵩山の学才を高く評価するとともに、その温厚で誠実な人柄や学問に対する真摯な態度などを称讃していることがわかる。赤間関で朝鮮通信使と交流した長州藩の学者は多いが、朝鮮通信使から高い評価を得た人物は、正徳の使行時の山縣周南及び享保の使行時の小倉尚斎の二人が代表的な存在であった。しかしながら、新出の当該資料により、波田嵩山もまた朝鮮通信使に激賞されるほどの優れた学者であったことが判明した。』朝鮮通信使は、日本の学者をあまり褒めませんが、波田嵩山は大変褒められているところであります。『波田嵩山は、萩藩の永代家老である益田家の重臣。16歳のとき明倫館に学び、萩生徂徠の学問と思想に傾倒した。秀才の誉れが高く、のちに益田家の教育機関である須佐「育英館」の第二代館長となっている。当該資料は、朝鮮通信使と長州藩学者との赤間関での学术交流を証明する本市所在の唯一の遺品であり、また、宝暦14年の使行時における学术交流の様相を具体的に示す第一次資料としても、県内唯一のものであることから、高い学術的な価値を有する』ということでもあります。

11 その他参考となる事項につきましては1、2とも省略させていただきます。それから、次のページを開けてください。赤間関朝鮮通信使関係資料の目録でございまして、合計7点ありまして、それぞれ提出資料の内容を記載させていただいております。それから、次のページの写真でございます。最初の写真が「正徳元年朝鮮通信使副使任守幹詩書」でございまして、



「壇ノ浦懐古詩」になります。それから、次のページから最後のページまでの6点が「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」となるところであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

波佐間清（教育長）

今、説明がございました。何か議案についてのご質問・ご意見があれば、お願いをしたいと思います。

林俊作（委員）

いいですか。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

林俊作（委員）

指定文化財になった場合は、保管は赤間神宮と波田さんのご自宅で引き続きするのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

赤間神宮のものにつきましては、重要文化財を保管しております宝物殿がございまして、赤間神宮が宝物殿で大切に保管していただけるということでございます。問題は波田嵩山の関係資料でございまして、実は波田家からたくさん資料を調べてくださいとお預かりしております、その中から6点出てまいりました。指定にあたってはご了解もいただきまして、自分の家に置いておくのは物騒なので、当面博物館の方でお預かりして、新博物館ができれば新博物館に寄託したいという意向であります。

林俊作（委員）

ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

他に。

吉井克也（教育長職務代理者）

はい。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

吉井克也（教育長職務代理者）

なるほどと思いました。指定をされることによって、その物の保存であるとか、そういったことが非常に安心できるということになる訳ですね。

町田一仁（文化財保護課長）

はい。

吉井克也（教育長職務代理者）

そういうことですね。実は私も「なんとかこれを市の指定にしてもらえないか」という話を聞かれます。希望する場合には、まず文化財指定申請書を書いて、提出するということが手始めでしょうか。

町田一仁（文化財保護課長）

文化財指定をご希望されることがありましたら、事前にその資料を私どもが拝見させていただいて、これが指定の価値があるのかないのかということ判断したうえで、申請書を提出していただき、文化財保護審議会に諮問しているというのが実態であります。

吉井克也（教育長職務代理者）

はい。ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

他にございませんか。

野口裕子（委員）

はい。よろしいでしょうか。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

野口裕子（委員）

古いものである場合は修復が必要なものが出てくるとは思いますが、そういった場合はどういう手立てがございませうか。お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

文化財保護条例で市の指定文化財につきましては、市が補助金を支出して修理するということが書かれています。それを受けて私どもで補助要綱を作っております。そういった中で、市の指定文化財、建造物につきましては8割の補助金、建造物以外につきましては5割補助という形で補助をいたしまして、所有者の方に修理をしていただくということになります。ただし、額が小さければ2割の自己負担、5割の自己負担は大丈夫ですが、建造物で1千万の修理、2千万の修理とかなりますと自己負担が大変ということになります。

例えば、今、功山寺の山門を修理しておりますが、1億5千万円の修理でございまして、私どもの方が補助金を、これにつきましては8割ではなく、半額の7千5百万円を出させていただいております。功山寺が自己負担の7千5百万円というので、皆さんからご寄付いただいて7千5百万円を確保してということになっております。どちらにいたしましても、指定文化財になれば修理の際に市から補助が出るということになります。

野口裕子（委員）

はい。わかりました。ありがとうございます。

波佐間清（教育長）

他にご意見はございませんか。私の方から、この朝鮮通信使については、特に江戸時代がさかんであったように思っていますが、この資料をみると室町時代がスタートとなっております。この辺りのことを教えていただけますか。

町田一仁（文化財保護課長）

高麗の次に李氏朝鮮でございませうけれども、当時が日本の室町時代でございませう。そういった中で7回計画されて、朝鮮通信使は6回こちらに来ようとしています。そのうち3回が遭難や正使が途中で亡くなったということで、日本の当時でいえば室町幕府のあった京都までは来ておりませう。3回来ておりまして、室町時代には朝鮮通信使という名のつく使節団は3回日本に来ていただいております。

そういった中で下関は、「関」の字がありますとおり、室町時代まで外国から来る人を検閲す

る場所でもございました。下関に来て、下関の大内氏が京都の室町幕府にお伺いを立てて、瀬戸内海を通して京都に入れてもいいかと入京の許可を大内氏が室町の将軍からもらいまして、そこで、瀬戸内海を通過して京都に入ったということになります。ということで室町時代にも3回ほど来ているところでもあります。

波佐間清（教育長）

下関は交流の場でありまして、日本の江戸時代の将軍が代わった時に朝鮮通信使が来ていたと私は認識をしていましたが、その辺について江戸時代はどうか。

町田一仁（文化財保護課長）

江戸時代の中期以降の通信使につきましては、将軍が後を継いだ時に来ることが多かったです。それは、当初からでございますが、江戸時代最初の慶長、寛永時につきましては、一番大事な仕事は日本との国交回復あるいは友好関係を作るということ、それから豊臣秀吉の朝鮮出兵で連れて帰られました朝鮮人被虜、この方達は日本で、江戸時代、焼物だとか医学だとかそういったことの江戸時代の日本の文化の発展に貢献しますが、そういった方が数万という方が日本に連れてこられていましたので、そういった方を連れて帰るということも目的の一つでありました。

波佐間清（教育長）

歴史上、非常に重要な資料が今回こういう形で市の文化財として指定してはどうかということでもあります。他に何かご質問等がございますか。よろしゅうございますか。

(いいです。)

波佐間清（教育長）

それでは、特にならなければ、この議案36号につきまして承認としてよろしゅうございますか。

(はい。)

波佐間清（教育長）

異議なしということでございますので、承認としたいと思います。

#### 【議案審議】

#### 議案第37号 下関市指定文化財(記念物)の指定について

波佐間清（教育長）

議案の37号「下関市指定文化財の指定について」をお願いをしたいと思います。それでは、文化財保護課。

町田一仁（文化財保護課長）

議案第37号でございます。これは、下関市文化財保護条例第4条第7号の規定に基づきまして下関市指定記念物(史跡)を指定しているものでございます。

記の下、区分につきましては記念物(史跡)ということになりまして、名称は櫻山招魂場でございます。員数につきましては、307.44㎡が指定面積となります。所在の場所は、上新地町2丁目2406番の1でございます。所有者が宗教法人櫻山神社、代表役員 阿部泰久様、所有者の住所は上新地2丁目6の22号でございます。提案理由は「櫻山招魂場」を下関市指定記念物に指定するためでございます。

次のページをお開きください。先ほどと同じように、文化財指定申請書があります。その次の

ページをご覧ください。文化財指定同意書になります。次のページが3月30日にいただきました文化財保護審議会からの答申でございます。これにつきましては、その次のページで指定の理由というものがございます。それを読ませていただきます。指定の理由、『櫻山招魂場は、元治元年5月に招魂祭を行う施設として、諸藩に先がけて創設される。その後各地で創設されることとなる招魂場(招魂社)の嚆矢であり、幕末から明治維新にかけての長州藩における政治思想の到達点を象徴する。また、その後の櫻山招魂場の変換過程に、近代から現代に至る政治・社会情勢の変化を読み取れることは、招魂場の歴史的あゆみを考えるうえで大きな意味を持つ。よって、招魂場の成立や近代日本における戦没者の慰霊・追悼・顕彰のあり方などの解明に資するうえでも高い学術的価値を有す』ということになっております。

次のページから調書でございます。今日は時間も少しあるということなので、担当の小林の方から、パワーポイントを使って簡単にご説明をさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

小林善也（文化財保護課主任）

文化財保護課の主任の小林と申します。よろしくお願いたします。櫻山招魂場についてご説明をさせていただきます。

皆さん、櫻山招魂場の場所はおわかりの方も多と思います。櫻山神社の境内地でございます。上新地町の今の下関医療センターがあるところの交差点を東に上がって行っていただければ、櫻山神社がございます。ここが櫻山神社ですが、その目の前に桜山小学校がございます。桜山小学校の裏山が櫻山神社ということになります。これが現在の櫻山神社を空から写真を撮ったところですけど、ここに拝殿、社殿がございます。その後ろに四角く囲まれているところが、このたびの案件になっている櫻山招魂場になります。

これが、最近の春の桜が見頃の時期に撮った写真です。桜の木の囲まれたような感じで、招魂場が見えております。今、ちょうど大河ドラマをやっておりますけれど、そこで登場する吉田松陰をはじめ高杉晋作、久坂玄瑞、入江九一や吉田稔麿など、よく出てくる人々の名前が彫られた碑、奇兵隊士の名前が彫られた碑がたくさん並んでおります。

これが指定にあたって境内地を測量した図面ですけれども、この灰色で囲まれている範囲、ここが先ほどもお伝えしたとおり、307.44㎡を櫻山招魂場として指定させていただきたいということです。これが招魂場内を測量した状況で、現在全部で391基の石碑が並んでおります。調書では、色分けをしております、この赤いところです。赤い印があるところが吉田松陰、最前列の中央に据えてあります。あと緑色とか黄色がありますが、後で詳しくご紹介しますが、招魂場が今の形になるまでにはいくつかの段階を経ております。今色分けをしているのは大正2年でありまして昭和34年に置かれた碑です。わかるものだけ色分けしているということです。

招魂場の由来と沿革につきましては、元治元年1864年5月19日に、新地岡の原に招魂場が完成することに始まります。そして翌年の慶応元年1865年8月に、お社のほうが落成するというので、櫻山神社さんの方ではこの社の落成が神社の始まりとされておられるようです。この場所が招魂祭を行う施設として諸藩に先がけて成立した場所です。その後全国に招魂社が設けられる、その嚆矢という場所になっているということです。招魂祭とは何かといいますと、幕末の頃に行われるようになった祭礼で、尊皇のもとに戦死した者を慰霊して、尊皇攘夷という思想変革、変革成就を誓う祭祀です。ことの始まりは文久2年に、京都にある霊山という場所、今の京都の護国神社、霊山の護国神社がある場所ですけど、そこでその当時在京各藩の有志によって行われた招魂祭が始まりと学術的に言われているところです。

櫻山招魂場自体の創建については、一般的にはよく高杉晋作の発議によって招魂場の創設が定められたと言われておりますが、この根拠となっているのは大正3年に刊行された村田峯次郎の「高杉晋作」という著書によっているところが多いということです。ただし、このたびの指定にあたって調書を作成していく過程の中では、確実に高杉晋作の発議によってという、高杉晋作一人にこの招魂場の創設を預けるというような感じではどうも無く、基本的には、奇兵隊から嘆願をされて、そして長州藩がそれを認めたことによって、招魂場が創設されたと理解できます。調書にも書いておりますけど、基本的に一番招魂場の創設に尽力をしたことが記録上出てくるのはやは

り白石正一郎です。この方の存在の方が実際の招魂場を開設するうえでは非常に大きな働きをしていることがうかがえます。

今日のお話のメインですが、今まで櫻山神社の沿革でありますとか、あるいは招魂場の成立がどういうふうな背景のもとに行われたかというのはよく研究されてきているところでした。このたびの調書にあたっては、文化財的な価値付けをするうえで、当初の形を維持したのかどうか、あるいは当初の形からどういうふうに移り変わってきたものなのかということ把握したうえで価値付けをしなければならないという部分がありました。招魂場が成立してからどう移り変わってきたかということに力点をおいて、調書の方を作成しております。その結果、最初に招魂場が出来上がって、そこに招魂碑が立ち並んでいくわけですが、最初の形がどういう配置だったかというのは、残念ながら記録上に残されておらず、今のところ確認できていません。ただし、今回の調書の作成に伴って、少なくとも現在の形になるまでには、8つの段階があるということが把握されました。その変遷の過程の中には、現在に至るまでの時代背景も読み取れることが、このたびの作業の中で大きなことだったのではないかと思います。

櫻山招魂場の最初の姿というのは、先ほどわからないと言いましたけれども、推察すると、元治元年に招魂場が開かれ、その翌年に社ができますので、元治元年5月から慶応元年8月の間の社設置前に碑が配置されていた可能性がございます。ただし、間の記録で、碑を建てましたということは今のところ確認はできておりません。場所だけ開いて碑は建ってなかった可能性も当然ございます。「白石正一郎日記」を読んでいくと、慶応4年のところの条に招魂場の木標が石碑になりますという来書があったという日記が残されておりまして、要は記述からは、少なくとも慶応4年には碑が存在していて、その碑は現在の石碑ではなくて、木で作られた碑があったということが、言葉から読み取れるということです。それからもうひとつ。「古谷道庵日乗」の明治3年4月22日の条に、彼が招魂場に来て「招魂場に登る。桜樹垣列するも未だ大木ならず。」桜の木は大きくなく、石碑を見ると、「死所皆碑に書し」と、死んだところ、あるいはどういうふうになくなったかというのを碑に書いて、いつ亡くなったかを記してあり、そして「一周して下る。」という記述が出てきます。明治3年のこの記述の終わりに「一周して下る。」というのは、前の文章にかかっておりまして、おそらく道庵は一人一人の碑を見て行って、観察して行って一周回ったということなので、おそらくその動線上の配置をしていたのだろうと、ぐるっと回るような動線の配置形態をしていたのかなというふうに推察ができます。

それから、明治6年に大蔵省が全国の招魂場の状況調査を行っていますが、櫻山招魂場は、社殿と招魂碑を備えていてその碑の数は348基ありまして、明治6年の段階の記録としてございます。348基という数を、現在の櫻山神社の境内の中で適切に配置しようと思えば、それなりに整った配置の仕方をしてないと上手くはいかないだろうということで、おぼろげながら初期の姿というものを類推することはできます。具体的にはこの後の図面で見るとれると思います。

記録上で一番古い配置形態が確認できますのは、明治16年の段階です。県の文書館に「招魂場事務」という当時の行政文書が残されておりまして、その中に、明治16年の文書に「招魂場の石碑と台石の位置を士直して、本社拝殿前に敷石を設えた。」というような記録が残されておりまして、この記録に合わせて図面も残されておりまして、この上にある写真が、ちょっと写りが悪くて申し訳ないんですけど、それを図化したものがこれで、ここに本社があって、ここに拝殿があると。そしてその周りをとり囲むように碑を配列しているという記録が残されています。これが図面上で確認できる配置形態の最も古いパターンということです。こういった状況です。1つ前に戻っていただきたいのですが、古谷道庵が「一周して下る。」という記述であるとか、348基この段階では少なくともあるということを考え合わせると、この記録上確認できる最古の形というのは、初期の姿とそう大差はないのではないかと推測できます。当初の姿を確実に押さえることはできないまでも、推察することは十分できるのではないかと思います。そして、先ほどの形を明治16年の段階に変えていくという作業をします。それがビフォーアフターのアフターの方の図面も残されておりまして、それが下にあります。先ほど、本社と拝殿をぐるっと一列で囲むような配置だったのを、整理してこの本社の背後に3列整えて、両サイドに列をなすというコの字型の配置です。こういったものに改修をしましょうといった明治16年の記録が残されています。明治16年ごろの櫻山招魂場の写真、絵葉書も残されて、これも文書館にあります。写真

の状態が悪くてわかりにくいかと思いますが、ここが拝殿です。ここで参拝する場所、左側に石燈籠が建っていて、この奥に石碑が実は並んでいます。ハッキリとお見せすることが残念ながらできませんが、この配置は明治16年の改修前なのか後なのかというところがありますが、よく見ると、おそらく改修された直後だろうと……。こういう記念の絵葉書を撮るタイミングも考えると、改修された後に整った状態を撮影して絵葉書にしているんだろうなというふうに考えることができます。そういう資料が残されていますという確認になります。

それから、明治25年に刊行された「馬関土産」という書物ですが、そこに櫻山招魂社、当時もう櫻山招魂社と名前が変わっていますが、その絵が描かれていまして、ここに本社、前に拝殿、そしてコの字型に石碑が並んでいますという絵が残されております。つまり、明治16年に改修されて、少なくとも明治25年まではその状態が維持されていた。コの字型配置があったのだらうというふうにみることができます。それから明治25年までは把握できますが、それ以降また記録上、配置が分かるような資料は確認できておりません。その後明治40年、それから明治44年にも改変した、少しレイアウトを変えたという記録が残されております。明治40年、これも行政文書ですが、「官祭招魂社官修墳墓」これが県の文書館にございまして、明治40年のものに本社の背後に基壇を築いて石碑配置を整理したという記述がございます。これが当時の絵葉書で残されていまして、上の写真、現状の形に非常に近くなってきています。コの字型の配置だったものを、基壇上にまとめるという作業を明治40年の段階でしたということがわかります。

その明治40年の直後の明治44年に、今度はここで作った基壇を拡張して、招魂碑の配置を変更したという図面が残されております。この図面は、ビフォーアフターを同じ平面の中に入れて入っているので、非常にわかりにくいと思いますので、それをばらすとこのようになります。上が明治40年の配置ですが、スペース的に狭くて、一列一列ごとの幅も非常に狭い、密集した状況だったのを明治44年に今度は面積を広げて、列にゆとりをもたせるような配置に変えていっています。ひとつポイントとして面白いのが基壇を拡張して、通路の間隔をあけるのはそのとおりですが、明治44年の段階には囲い柵を設置したという図面があります。これの経緯が面白く、実は明治40年の段階にも柵を設けたいと神社側は市に対して言っています。なぜ市に対して言うかという、この時、櫻山招魂社は官祭なので官費の支出が認められる位置付けだったので、市に対してお伺いを立てないといけなと。その時に囲いをしたいですと言っていますが、行政の方は維持管理費がかさむからそれはやめなさいと言っています。今の私たちの考え方、行政的な考え方として通じている、そういった記録も残されていて面白いです。ただし、明治44年の際には、今度は木の柵を作りたいと神社は言っています。石碑の保存と神社の尊厳を保つうえで必要ですという強いプッシュがあったようで、今度は行政的にはしょうがないですねと、今度木の柵を設えましょうということで、明治44年に改修しています。そこから明治44年以降、昭和年間まで、その配置形態がきちんと抑えられる資料は残念ながらありません。手がかりとしては、昭和14年に作られた絵葉書です。ここで、基壇の上に石の柵が設けられているのがわかります。明治44年の段階では、当初木の柵をめぐらせているのが石の柵に変わっています。おそらく変わった理由は木の柵の方が、維持管理がかさむために、それを石に変えたのだらうということが推察できます。

それから、お手元の資料の方で見ていただきたいのですが、この場所に吉田松陰の碑が建っております。現在は最前列中央に位置しています。しかも、他の碑よりも高く設えられているというのがここで確認ができるという意味でこの絵葉書はとても貴重なものです。これは何を意味するかというと、これまでは吉田松陰の碑を高くするとか、最前列の中央に持ってくるかという記録は一切見られません。ですが、この段階で位置を変えているというのはおそらく吉田松陰に対しての顕彰意識というものが、時代の潮流の中で強まった時期、そういったことを示しているのかなと、そういうことが背景にあって、レイアウトが変わっている部分もあるのかもしれない。

明治44年と次に出てくる昭和、ずいぶん時代が新しくなりますけど昭和34年、この間の招魂碑の配置形態を比較すると、大正2年から昭和14年の配置形態を足し算引き算の関係でみることができます。それをご説明すると話がややこしくなって混乱するかもしれませんが、基本的には縦の列に2列ほど通路を作っています。それ以前は中央に通路がありましたが、それを縦の列2列に通路を持ってきている、こういう作業は大正年間から昭和の前半にかけてしないと現在

の配置にはいたらないので、2つの配置の案を想定することができるということです。昭和34年に、これが現在の形にほぼなる時期ですが、櫻山神社さんが編集された「櫻山顕光録」によると、昭和34年の松陰の100年祭に際して、山縣有朋含む23人の招魂碑を新たに追加しております。これが吉田松陰の碑で、その隣に高杉晋作の碑、ずっと行ってここに山縣有朋の碑が追加されています。

上の図面で行くとここが松陰の碑で、ここが有朋の碑ですが、この列、色を変えております。こちらの列も色を変えております。ここは、昭和34年に追加された石碑です。記録に名前も残っておりますし、この段階の使われている石の色も全然違いますので、これがなきものとして考えたらここに前段では通路があったのだろうということがわかります。この段階で招魂碑の総数は396基とカウントできまして、この段階で縦の通路が閉じられたのだろうという流れを読み取ることができます。その396基ですが、実は、同じ人の碑が重複しているということもどうもあったようです。神社さんの方に確認しましたら、5基ほど同じ人の名前が重なっていましたと、なかなかそこら辺は厳密ではなかったというか、色々な背景があるのかもしれませんが、重なっているその5基を取り除いて現在の391基になっています。

このため、今回の指定にあたって一番の成果と言いますか、招魂場の価値付けをするうえで、この変遷過程というのは非常に面白く、なるほどと思っただけの部分ではないかなと思います。

簡単にまとめますと、櫻山招魂場招魂碑の配置形態を資料的に確認できる最古の形というのは明治12年から16年にかけての先ほどお見せした図面、ここは確実に抑えられますということです。それから、招魂碑の配置形態というのは少なくとも8つの画期、今お話しした通りの段階を経て現在にいたっていますということです。配置形態を変えるというのは、何かしらの意図があつて変えられていっていると思います。招魂場の変遷の背後には色々な時代背景があり、あおれを見ていくと招魂場の機能が時代の変化とともに、本来は魂を招く場所、そして慰霊をする場所というところが中心であったものが、だんだん顕彰の場としての色合い、色彩も徐々に強めていっている事が読み取られるのではないかと思います。

ただし、冒頭にも申しましたとおり、この櫻山招魂場がいわゆるその後広がっていく招魂社の嚆矢になっています。造られた年代は最も古く、その当時他にはありませんので、そういったところも当然重要なポイントになっております。

以上でご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございます。

町田一仁（文化財保護課長）

指定についてご審議のほど、よろしく申し上げます。

波佐間清（教育長）

ただいま、説明がありましたが、この議案第37号の文化財の指定、櫻山招魂場について、何かご質問がありましたらお願いをいたします。

林俊作（委員）

いいですか。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

林俊作（委員）

下関市内の他にもこのような碑はあるのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

市内では櫻山神社だけです。

林俊作（委員）

ありがとうございます。

波佐間清（教育長）

東行庵の奇兵隊の墓などと意味合いが違うのでしょうか。

町田一仁（文化財保護課長）

こちらは招魂碑でございまして、主に天上にいらっしゃる志士の魂を招きよせるということでございます。たしか私より吉井先生の方がお詳しいと思いますが、東行庵の方につきましては奇兵隊士のお墓、そこにご遺体があるとかいわゆる何かが埋められて・・・。

波佐間清（教育長）

墓としての。それ違いがあると。吉井先生何か。

吉井克也（教育長職務代理者）

本当に良い勉強をさせていただきました。私もあの招魂場は高杉晋作発案のという頭からそういうふうに関心しておりましたけれども、本当に良い勉強をしました。これから、さあ皆にどういうふうに関心して行こうかなと思っております。本当にこれが指定されるということは素晴らしいことだと思います。もっと早く指定すべきものではなかったかなという様な感想も少し持っております。やがて国指定までいけないのかなという思いも今もっています。本当に貴重な指定文化財です。

波佐間清（教育長）

他にも何かご質問ございませんか。

（ありません。）

波佐間清（教育長）

それでは特に、ご質問、ご意見等がございませんが。議案の第37号、下関市文化財指定についてということで、これについてご異議はございませんでしょうか。

（異議なし。）

波佐間清（教育長）

それでは、承認といたします。よろしくお願いをしたいと思います。

**【専決処分の報告】**

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

波佐間清（教育長）

それでは日程2の方にまいりたいと思いますが、専決処分の報告。「下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、学校教育課、お願いいたします。

森永亮（学校教育課長）

学校教育課でございます。資料の方は3ページから6ページになります。下関市教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について平成27年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。今回の改正は山口県の取扱いの改正に準じて、学校職員服務規程の一部を改正したものです。改正の内容は2点ございます。1つが結核性疾患に係る病気休暇制度の見直しに伴うもの、もう1つが子育て



支援部分休暇の新設に伴うものでございます。

4 ページの新旧対照表をご覧ください。県費負担教職員が病気休暇の承認を受けた場合の校長への報告につきましては、結核性疾患による場合は、これまでは引き続き3月以上にわたる場合に必要でございました。改正後は、他の病気休暇と同じく、1月以上にわたる場合に報告することとなります。

続いて5 ページ、6 ページの方、小さくて申し訳ございません。様式の変更なんですけど、子育て支援部分休暇の新設に伴い、5 ページ、6 ページは出勤簿なんですけど、その累計の欄に項を新たに加えるため様式を改正するものです。子育て支援部分休暇というのは子育てを行う職員の仕事と家庭の両立、これを支援することを目的としたものであり、小学校1年生から3年生の子供を養育するため、勤務しないことが相当と認められる場合に30分を単位として、正規の勤務時間の始めまたは終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得可能となっております。

施行日は、平成27年4月1日としております。以上、ご報告いたします。

波佐間清（教育長）

今、報告がございましたが、何かご意見がございますでしょうか。ちょっと小さくてよく見えないですが、あれですか3 ページに書いてある。

森永亮（学校教育課長）

それが、そこに加わるというものです。

波佐間清（教育長）

子育て支援部分休暇が加わると、この項目がどこに加わったかと言うと・・・。

森永亮（学校教育課長）

“新”の方の右側の真ん中、下から10番目くらいのところです。

波佐間清（教育長）

かろうじて見えますね。そここのところに一つ入ったということですね。よろしいでしょうか。それでは、今の件につきましては報告済みといたします。よろしいでしょうか。

（はい。）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

#### 【専決処分の報告】

下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一（生涯学習課長）

専決処分の報告、下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

下関市教育長に対する事務委任規則の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について平成27年4月1日付けで専決処分を行いました。

全委員の任期が27年3月31日で満了を迎えたことに伴い、下関市青少年補導センター運営協議会規則に基づき新たに4月1日付けで委員14名を委嘱いたしました。任期は27年4月1

日から29年3月31日までの2年間となります。以上、ご報告いたします。

波佐間清（教育長）

はい。報告をいただきました。委員の皆さまで何かございましたらお願いいたします。

（ありません。）

波佐間清（教育長）

この委員名簿の中で、新任の委員にはどういう方がおられるのでしょうか。お願いします。

古西修一（生涯学習課長）

新任の委員は、古重委員、小原委員、石田委員、近藤委員、山根委員、河村委員、松井委員、山縣委員の8名の方になります。

波佐間清（教育長）

この方が新しい方ということで、随分変わられましたですね。ご意見ございませんか。

（ありません。）

波佐間清（教育長）

無いようでしたら本件については報告済みといたします。

#### 【報告事項】

旧陸軍下関要塞司令部門柱について

波佐間清（教育長）

それでは、続きまして報告事項、「旧陸軍下関要塞司令部門柱について」、文化財保護課、お願いします。

町田一仁（文化財保護課長）

再三申し訳ございません。せっかくの機会でございますので、旧陸軍下関要塞司令部門柱について報告させていただきます。

市内山の口町1の13の民有地にあった甲斐法律事務所で、現在マンションが建設されています。旧陸軍下関要塞司令部門柱について、マンション建設に伴い、滅失する危機にあったことから上田中庁舎内に移設したことを報告いたします。

そこに見えます、玄関、門柱でございます。山の口の甲斐法律事務所、今はマンションが建っていますけれど、あそこにあったものでございます。

1. 当該文化財の価値でございます。『関門海峡を挟む下関及び北九州一帯は、明治20年代以降に国防の拠点として要塞砲大隊が設置され、棕野や千丈ヶ原には大規模な近代砲台が構築されるとともに、後田町・貴船町から上田中町一帯にかけて、重砲兵連隊兵舎、倉庫、軍馬舎、練兵場、衛戍病院などが建設された。また、日清戦争前後から金毘羅、火の山、霊鷲山、老ノ山、筋山、対岸の門司や古城山などにも砲台が構築され、一大要塞施設となった。その中心となった施設が下関要塞司令部であった。この門柱は要塞司令部跡に唯一遺存していたものであったが、このたびマンション開発に伴い滅失することとなったため、開発業者と協議して、上田中庁舎内に移設し、仮保存したものであります。開発業者にそのまま現状保存してほしいとお願いをしましたが、諸々の事情により、こちらに移設いたしました。

『現在、国では近代の戦争遺跡に対する価値付けが行われており、昨年秋には東京湾要塞の猿島砲台跡などが初めて国史跡となった。本市の戦争遺跡については、その大部分が公園化されるなどして滅失しているものの、火ノ山砲台や龍司山砲台、筋山砲台などは遺構がよく残っており、

これらの砲台跡について文化庁から国史跡指定について打診されている。この門柱については、現状保存が叶わなかったものの、下関要塞を解明するうえで必要不可欠な実物資料であることから、当面は現地に程近い上田中にて仮保存することとしたもの』であります。

今後の予定でございます。網がかかって工事をしているように見えますが、旧年度に工事は終わっております。今後の予定でございます。説明板と囲いのチェーンをつけたいと思っております。それから2番目、保存場所についてです。『庁内の関係部局と適切な保存場所について協議したものの、現時点では当該場所ではしか移設できなかった。そのため、今後、上田中庁舎が不用となり跡地利用の障害となった場合は、再度、他の場所へ移設する予定』ということでございます。

波佐間清（教育長）

はい。報告を受けました。何かご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

林俊作（委員）

いいですか。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

林俊作（委員）

門柱があつた場所にあるということは、市役所として把握しておられたのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

私共は把握しておりました。

林俊作（委員）

マンションの建設に伴い、こちらからお話をされたのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

マンションの建設の話が出てきた段階で、私共の方が、あそこが要塞司令部であったということと、門柱が残っていますということ把握しておりましたので、開発の業者と協議して、このような処置をとったということでございます。

林俊作（委員）

移設費用はどのようになりますか。建設される業者が負担してこちらに移設させるのですか。それとも市役所が負担するのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

開発業者に負担していただこうと交渉もしましたが、持っていくなら良いということでございましたので、市が負担しています。

林俊作（委員）

このようなものは、多分市内あちこちにあると思いますが、把握しておられるわけですね。

町田一仁（文化財保護課長）

こういう戦争遺跡、それから近代文化遺産については、私共である程度把握しております。また戦争遺跡、山の中に人知れず良い状態で残っておる砲台の跡とか、あるいは弾薬庫だとか、そういったものもあらかたは把握しております。

林俊作（委員）

ありがとうございました。

野口裕子（委員）

発言よろしいでしょうか。

波佐間清（教育長）

どうぞ。

野口裕子（委員）

今、初めてこちらから眺めるのですが、なにか表札のようなものは残っているのですか。旧陸軍要塞司令部とか、というような。

町田一仁（文化財保護課長）

そういったものは一切残っておりません。特に戦争遺跡につきましては、戦後しばらくこういったものが残っておれば非常にまずいということで、どんどん壊されたり隠されたりしております。門柱も2つないとおかしいですけども片方だけ甲斐先生のお庭に残っていたということがありました。

波佐間清（教育長）

はい、どうぞ。

野口裕子（委員）

仮の場所ということを先程伺いましたが、せっかく費用をかけてこちらに仮に置かれたということですので、今後この門柱が曖昧にならないようにしっかりと記録を残して、次に引き継いでいただければと思います。よろしく願いいたします。

波佐間清（教育長）

はい。他にございませんか。

（ありません。）

波佐間清（教育長）

それでは、無いようでしたら本件につきましては報告済みといたします。

**【報告事項】**

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム学術文化検討会報告書について

波佐間清（教育長）

続きまして、「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム学術文化検討会報告書について」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、お願いいたします。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムでございます。よろしく願いいたします。これから「人類学ミュージアム」と省略させていただきます。

資料の10ページをご覧ください。本件は人類学ミュージアムの将来構想について、自然人類学等関連分野の研究者・学識経験者から専門的な知見に基づく意見を求めるために、平成25年10月に設置されました学術文化検討会における委員の皆様からの意見を報告書として取りまとめましたので、その学術文化検討会報告書を皆様のお手元にお配りして報告をするものでござい

ます。

まず、1番の設立の目的といたしまして、この検討会は専門的な視点から人類学ミュージアムの将来構想を具体化することを目的としております。2番目としまして委員の構成としましては、九州大学名誉教授の中橋先生をはじめ、各分野の専門的な研究者の方や学識経験者4人の5人で構成されております。検討会の開催につきましては、平成25年、26年で合わせまして3回の開催をしたところでございます。

各委員の先生からいただきました主なご意見といたしましては、まず、最初の人類学ミュージアムの現状と問題点におきましては、第一が収蔵施設の不備でございます。人類学ミュージアムではこれまで多くの古人骨を収集し保管しております。また、考古資料や民俗資料も大変多くあり、本館だけでは収蔵しきれない状況でありまして、主に民俗資料等につきましては旧豊北第二中学、古人骨の資料につきましては、ミュージアムの隣接地にあります昔の繊維会社のプレハブであります但其の建物で保管しておりますが、なにぶん資料保存にあたり温度・湿度の管理がほとんどできない。高温多湿の劣悪な環境にさらされていますことから資料の損傷を招くのではと危惧されておるところでございます。

11ページをご覧ください。それと常設展示室におきまして、展示ケースの大半が固定され開館当初の展示内容が更新しにくい仕様となっておりますので、最新の研究成果が常設展示に反映されていないということを委員の方からご指摘を受けております。また、当館は開館20年以上を経過しまして、施設自体の老朽化も進行しております。そのことから被害が生じているというご意見でございます。具体的に言いますと映像機器の頻繁な故障ですとか、雨もり等でございます。

(2)の人類学ミュージアムが担うべき役割と機能についての主なご意見といたしましては、まず、学術研究機能の強化です。人類学ミュージアムは古人骨資料の発掘から、調査・研究の可能なスタッフを有しておりますことから、他の研究機関との共同研究、その成果の展示や情報発信を積極的に行うようにとのご意見でございます。次に共通収蔵庫の整備でございます。これは現在、地域全体に散在して保管されております考古資料に、民俗資料、古人骨資料を適切な保存環境下で集約的に収蔵管理する共通収蔵庫の整備が必要とのご意見でございます。

以上、主なご意見だけ紹介いたしました。詳細につきましてはお手元に配布しております検討会の報告書を、この後またご覧になっていただければと思っております。以上、報告させていただきます。

波佐間清（教育長）

皆さんの方で、なにかご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(はい。)

波佐間清（教育長）

それでは、ご意見が無いようでしたら本件につきまして、報告済みといたします。

#### 【報告事項】

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

波佐間清（教育長）

次に、「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」、報告をお願いします。どうぞ。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

人類学ミュージアムの臨時開館についてですが、本来、休館となっております5月5日火曜日と9月22日火曜日については、こどもの日、国民の休日ということで休日にあたりますため、また、11月2日月曜日につきましては、翌日が文化の日であり休日となることから休日に挟まれた月曜日となりますことから、それぞれ多くの来館者が予想されますので、来館者の期待に応

えるために臨時に開館させていただくところでございます。

以上、報告させていただきます。

波佐間清（教育長）

はい。ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

藤井悦子（委員）

はい。

波佐間清（教育長）

お願いします。

藤井悦子（委員）

この臨時に開館した日ですが、その日にイベントなどの企画は検討されておられますか。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

ただいまのところ、特にイベントは考えておりません。ただ、5月3日につきましては、学芸員による特別展示の解説が行われる予定です。

藤井悦子（委員）

私も度々ここに行くことがあります。私自身中に展示されているものにはとても興味がありました。学校でも一度は子どもたちをバスで連れてくることはありますが、その後は、ほとんど来る機会がないように思います。例えば、遺跡に関連した勾玉や鈴を作るなどのイベントが企画されると多くの親子が参加されるのではないかと思います。見るだけでなく、プラスアルファで、何かあるともっと興味が湧いてくるのではないのでしょうか。

波佐間清（教育長）

いかかでしょう。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

委員のご意見、ごもっともだと思います。これから検討してまいりたいと思いますが、今年度のゴールデンウィークは難しいということでご了承ください。

藤井悦子（委員）

わかりました。

波佐間清（教育長）

考古館博物館では勾玉作りなど色々していますが、その辺りどうですか。

町田一仁（文化財保護課長）

考古博物館では、勾玉作り教室、弥生の住居組立体験、あるいは土笛づくりなど子ども向けの教育活動をやっております。今、人類学ミュージアムとも連携しまして、人類学ミュージアムではホネホネウォッチング、人体の模型を使って子どもに人間の骨だとか、いわゆる形質人類学を見ていただくことを5回行っています。考古博物館は勾玉作りが得意で、人類学ミュージアムは骨が得意ですが、お互い少し離れていますので、来るお客さんが固まってしまう。今年はホネホネウォッチングを考古博物館で1回行って、勾玉作りを秋に人類学ミュージアムで行います。できるだけ子どもさんに来ていただくような工夫をこれからもしていこうと思っておりますので、是非ご意見をいただけたらと思っております。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

すいません。ひとつよろしいですか。

波佐間清（教育長）

はい、どうぞ。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

今ホネホネウォッチングの話が出ましたが、ホネホネウォッチングにつきましては、うちに所属しております学芸員2名が学校に出前講座として依頼があれば出て行くようにしております。また今度の23日の会議において紹介しまして、是非市内の学校の方から声をかけていただければと考えているところでございます。

藤井悦子（委員）

人類学ミュージアムには「ほねやすめ」というお店があります。そこで赤米のおにぎりが売られていますが、イベントを開催した時に、弥生時代の人たちが食べていたものを食べてみようなど、PRにも工夫をしてみたらいかがでしょうか。

波佐間清（教育長）

赤米を使ったイベントなどはありますか。はい、どうぞ。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

赤米については、毎年地元の神玉小学校の児童に植えていただいております。本年度は半分を児童、もう半分を一般の方に募集をかけて、赤米の田植えから稲刈りまでをイベントという形で開始しまして、最後に今言われました様におにぎりでも食べるということで計画しているところでございます。

藤井悦子（委員）

はい。頑張ってください。

波佐間清（教育長）

私も行って稲刈りを手伝っています。なかなか稲刈りをすると腰が痛くなるので大変ですが、神玉小学校の子どもが、特に5・6年生が衣装を着て石包丁で稲を刈る、そういう作業をやったりしています。テレビもよく撮影に来ています。低学年の子どもたちは、大人が刈るのを手伝い、3年生4年生は鎌で刈っています。少しでも盛り上げようと試みているということです。

藤井悦子（委員）

体験すると違ってくると思います。

波佐間清（教育長）

今一般の方もということでしたが、今までは学校がほとんど中心になってやっていたのを一般の方も行うということですか。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

はい。今、おっしゃられたとおりです。これまでは小学生の児童が対象でしたが、若干児童が少なくなってきたという事情もございますが、今年は一般にも募集するよう計画しているところでございます。

波佐間清（教育長）

はい。ありがとうございました。それじゃ、よろしいでしょうか。

(はい。)

波佐間清（教育長）

はい。それでは報告済みといたします。

**【その他】**

波佐間清（教育長）

それでは日程3、その他でございますが、何かその他ございましたら、委員の皆さんなにかありませんか。よろしいですか。

(ありません。)

波佐間清（教育長）

報告等、宣伝等が何かありましたら、ここにポスターが貼ってありますが、今日は下関商業高等学校さん何か。

和田守正（下関商業高等学校事務長）

4月29日、毎年行っております下関商業高等学校吹奏楽部の定期演奏会がございます。時間の許される方、是非ともご参加いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

波佐間清（教育長）

下関商業高等学校の演奏は非常に上手です。どうぞ、教育委員会の皆さん方も応援するという意味で、市民会館が満席になるように、近所の方も引き連れて行っていただければと思っております。

**【閉会の宣告】**

波佐間清（教育長）

それでは、特になければ次回の日程でございます。5月の教育委員会の定例会は、5月29日金曜日午前10時からこの会場で行います。5月29日よろしく願いをしたいと思います。

それでは、これで定例教育委員会を終了したいと思います。お疲れでございました。

(お疲れ様でした。)

以上



署名

教育長

---

署名委員

---

署名委員

---

作成職員

---